表中「

二七九、三六八
九〇、二九六
一四三、六四七
八、六〇五
七、三四〇
八三五
二一、〇七三
二七二、三九四
九〇、八〇六
一五二、七五一
一、一一七
二、〇三五
九、五一五
三四、三六二
一五三、七二一
一、六五〇
二、八一〇
三四一
二四一、七三二
六一、三五一
二六、四三三
三五、二一五
二七、六四四
一五、〇五六
一二三、八五六
二七一、二三〇
二六、四三八

を「

二八五、二九一
七一、一四七
一三三、四五七
七、七八八
六、二〇三
一、一四七
一五、六八三
二八六、七三六
一〇〇、八三四
一二三、五五二
八四九
五五二
一三、八五二
三二、二七三
一六一、八三八
六三五
二、五一六
二七九
二三〇、九三九
六五、八七五
二六、四五五
二九、九三五
二五、五四二
一四、五五四
一一、六二五
二一九、五五三
二二、一二八

に改める。

五一四、六八九
一四、二〇九
五八四、三四七
七八、八七八
五、二八〇
八三、一七五
四一、〇六一
八〇、五四三
一七〇、四四一
二〇一、〇八五

」

五〇三、八九五
一四、六六五
五三〇、三八〇
八三、八四七
四、八八七
八二、八八七
三八、五六一
六七、六九七
一六三、八八〇
二一四、五〇九

」

○環境省告示第五十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十一年三月環境省告示第十五号（海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

別表の3の項の次に次のように加える。

4　相生市金ケ埼から兵庫県西島手繰干埼まで引いた線、同地点から香川県小豆島藤埼まで引いた線、同地点から岡山県猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）	播磨灘北西部（全域。ただし、播磨灘北西部(イ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成27年3月31日
	播磨灘北西部(イ)（別記18の水域）	海域生物特A	イ	平成27年3月31日
5　玉野市出埼から香川県井島ヘラガ埼まで引いた線、同島鮫掛鼻から同県豊島ダーダガ鼻まで引いた線、同島礼田埼から高松市長崎鼻まで引いた線、福山市狐埼から同市宇治島西端まで引いた線、同島南端から香川県三埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸）	備讃瀬戸（全域。ただし、備讃瀬戸(イ)及び備讃瀬戸(ロ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成27年3月31日
	備讃瀬戸(イ)（別記19の水域）	海域生物特A	イ	平成27年3月31日
	備讃瀬戸(ロ)（別記20の水域）	海域生物特A	イ	平成27年3月31日
6　香川県三埼から四国中央市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（燧灘東部）	燧灘東部（全域。ただし、燧灘東部(イ)及び燧灘東部(ロ)に係る部分を除く。）	海域生物A	イ	平成27年3月31日
	燧灘東部(イ)（別記21の水域）	海域生物特A	イ	平成27年3月31日
	燧灘東部(ロ)（別記22の水域）	海域生物特A	イ	平成27年3月31日